

情報セキュリティ基本方針

全国農業共済組合連合会（以下「本会」という。）は、農業経営に対する国の総合的セーフティネットである農業経営収入保険制度の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。

このことから、本会は各種事業の実施主体として、保有する情報資産をあらゆる脅威から守り、安定的・継続的な事業運営を行うため、次により情報セキュリティ基本方針を定め、適正な情報セキュリティの確保に取り組むものとします。

1. 保有する情報資産に係る適切な情報セキュリティ対策を講じるため、全会的な組織管理体制を確立します。
2. 情報セキュリティ対策の具体的実施基準として、情報公開規程及び情報資産保護管理細則を定めます。
3. 役職員は、情報セキュリティ対策の重要性を認識するとともに、業務の遂行に当たっては本会のセキュリティポリシーを遵守する。このため、職員に対して必要な教育を実施します。
4. 情報セキュリティに関する事故対応のため、事前のリスク管理に努めるとともに、問題の発生に対しては情報セキュリティ対策基準の定めにより迅速に対処します。
5. 情報セキュリティに関する取組を定期的に検証し、必要な改善を図ります。